

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（雇用勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	3	0	3	0	返納金債権：0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	776	582	777	582	返納金債権：507 損害賠償金債権：66
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	22	9	22	9	返納金債権：7 損害賠償金債権：2
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	0	228	429	230	429	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	161	300	161	300	返納金債権：255 機構継承債権：24
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	0	54	124	55	124	返納金債権：124
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	4	1	4	1	返納金債権：1
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	9	3	10	3	返納金債権：3
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（雇用勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	5	1	5	1	返納金債権：1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	619	334	619	334	返納金債権：289
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	1	0	16	9	17	9	返納金債権：5
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	7	3	108	112	115	116	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	6	0	89	43	95	43	返納金債権：42
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	3	6	20	7	24	返納金債権：20
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	2	1	2	1	返納金債権：1
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	11	46	11	46	返納金債権：46
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（雇用勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	5	3	5	3	損害賠償金債権：1 返納金債権：1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	538	325	539	325	返納金債権：243 損害賠償金債権：82
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	27	11	27	11	返納金債権：6 損害賠償金債権：5
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	9	112	240	114	250	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	13	15	13	15	返納金債権：15 損害賠償金債権：0
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	8	74	143	75	151	返納金債権：131 損害賠償金債権：12
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	1	0	1	0	返納金債権：0
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	1	24	82	25	83	返納金債権：66 損害賠償金債権：15
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	